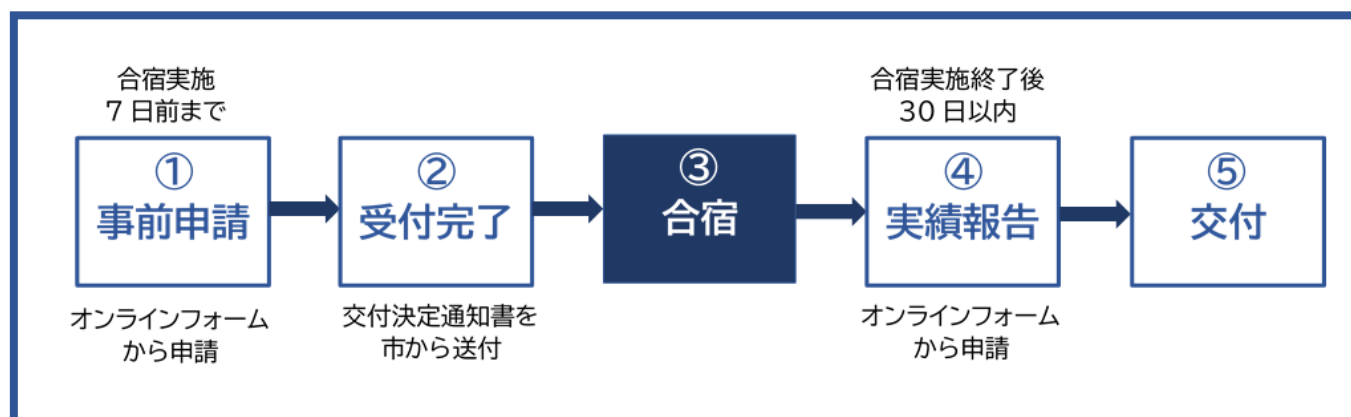


坂井市学生合宿補助金交付までの流れ



①事前申請 ※合宿の7日前までに

オンライン申請または以下の書類に必要事項を記入し、坂井市観光交流課に申請してください。

【必要書類】

- ①坂井市学生合宿促進事業費補助金交付申請書
- ②振込口座の通帳見開き部分、またはキャッシュカードの写し
- ③委任状（申請者と振込口座の名義が異なる場合）

●合宿で使用する施設・宿泊先は、各団体で予約してください。

※ 宿泊予約の際は、「学生合宿の補助金」を受けたい旨を伝えてください。

②受付完了

坂井市より、補助金交付決定通知書を申請者に送付

◎参加人数等に変更があった場合

当初の申請内容に対し、参加人数などに変更が生じた場合は、速やかに変更の申請が必要です。

- 坂井市学生合宿促進事業費補助金交付（変更・廃止）申請書を坂井市観光交流課に提出
→変更申請後、坂井市より変更承認通知を送付します。

③合宿

坂井市内で合宿を実施（10名以上の団体で、2連泊以上の宿泊）

- 宿泊施設より宿泊証明書を受け取ってください。

④実績報告 ※合宿終了後 30 日以内に

オンライン申請または以下の書類に必要事項を記入し、坂井市観光交流課に申請してください。

- ①坂井市学生合宿促進事業費補助金実績報告書
- ②宿泊証明書 ③地域交流活動報告書（利用団体のみ）
- ④アンケート ⑤補助金等交付請求書

※ 必要な書類は、坂井市のホームページからダウンロードしてください。

※ 申請書等の書類の作成・提出は、代理の方がされて結構ですが、申請者名は合宿を実施する団体の代表の方を記載してください。

問い合わせ先

福井県坂井市下新庄 1－1

坂井市観光交流課 八木

TEL：0776-50-3152 Fax：0776-68-0440

Mail：kankou@city.fukui-sakai.lg.jp